資料２

審議項目１　関係資料
（１－３～１－４）

地方分権改革のこれまでの成果

第１次地方分権改革

地方分権一括法の概要（H11.7成立、H12.4施行　475本の法律を一括して改正）等

〇機関委任事務制度（知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み）**の廃止と事務の再構成**

〇国の関与の新しいルールの創設（国の関与の法定化等）

〇権限移譲　例：農地転用（２～４ha）の許可権限（国→都道府県）　**等**

第２次地方分権改革

１．地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（1次・2次・3次一括法等）

例：施設・公物設置管理の基準　公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認　三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

２．事務・権限の移譲等（2次・3次・4次一括法等）

（１）国から地方

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

（２）都道府県から市町村

例：①未熟児の訪問指導等（都道府県→市町村）、
②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定（都道府県→市町村）、③病院の開設許可（都道府県→指定都市）、
④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（都道府県→指定都市）

３．国と地方の協議の場（H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立）

提案募集方式による取組（H26～、5次・6次・7次・8次・9次・10次・11次・12次・13次・14次・15次・16次一括法等）

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

例：①農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲（４ha超：国→都道府県）
②新たな雇用対策の仕組み（地方版ハローワーク等）
③難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し
④罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能にする見直し

地方分権一括法(※)を踏まえた国と地方公共団体の役割分担について

※「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)(平成12年4月施行)

地方分権一括法制定以前

○　地方分権一括法による改正前は、**国と地方公共団体は、国民福祉の増進という共通の目的に向かってそれぞれの機能を分担し、相協力して行政の処理に当たるべきとの考え方**の下で機関委任事務制度が不可欠のものとされ、国により明確なルールに基づかない関与が存在。国と地方公共団体の役割分担についての規定はなかった。

地方分権一括法制定後

○　「地方分権推進計画」(平成10年５月29日閣議決定)等において、以下の２点をその基本となる考え方として位置付け。

①国と地方公共団体との間で役割分担が適切かつ明確になされるべきこと
②地方公共団体の自主性及び自立性が確保され、十分に発揮されるべきこと

➡　地方自治法において、**地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う**ことを明確化したうえで、**適切な国の役割の範疇の概要を例示。国はこれらに重点化すべき**という方向性を示し、**それ以外のものはできるだけ地方公共団体の役割**とすることを基本とすることを明記した。

	新(平成11年改正後)	旧(平成11年改正前)
国	**【役割の範疇の例示】** ・国際社会における国家としての存立にかかわる事務 ・**全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務** ・全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施	**【役割】** ※規定なし
地方公共団体	**【存立目的・役割】** ・住民の福祉の増進を図ることを基本として、**地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う**もの **【事務】** ・地域における事務 ・その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているもの	**【役割・事務】** ・公共事務 ・法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属するもの ・その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないもの ※　地方公共団体の役割については、改正前の地方自治法第２条の地方公共団体の事務を定めた規定に包含されるものと解されていた。

地方分権一括法後の個別法の改正・新設により新たに付与された市町村の事務・権限の例

○　地方分権一括法後の個別法改正においても、**市町村**は、**新たな福祉サービスの提供主体**に位置付けられているほか、消費生活相談、空家対策、環境等の**新たな政策領域の実施主体**としても位置づけられている。

地域生活支援事業の実施等
障害者自立支援法制定（平成18年4月1日施行）

○　市町村と都道府県に分かれていた**障害福祉サービスの実施主体を市町村に一元化**するとともに、**市町村は地域生活支援事業**（相談支援事業等、手話通訳者等の派遣事業、日常生活用具の給付又は貸与事業、障害者等の移動を支援する事業、地域活動支援センター事業等）**を行う**こととされた。

（出典）厚生労働省ホームページ

自立相談支援事業の実施
生活困窮者自立支援法制定（平成27年4月1日施行）

○　**市及び福祉事務所を設置する町村は生活困窮者の自立相談支援事業**（相談対応、自立に向けた支援計画作成、関係機関との連絡調整等）**を行う**こととされた。

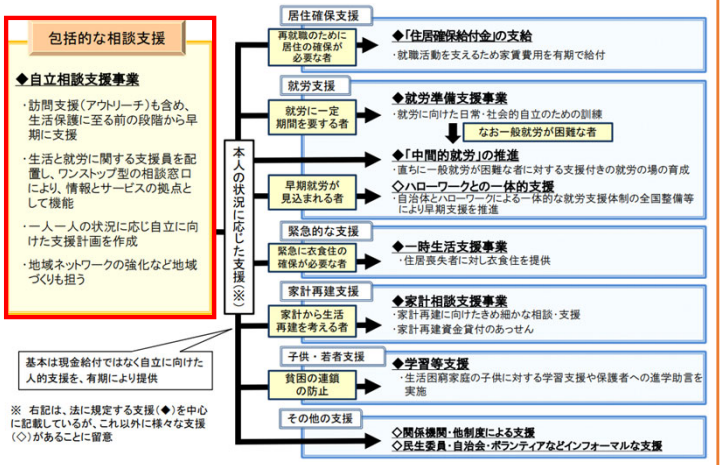

（出典）厚生労働省ホームページ

消費生活相談等の実施
消費者安全法制定（平成21年9月1日施行）

○　**市町村は、消費生活相談等**（消費者からの苦情相談、苦情処理のためのあっせん、必要な情報の収集・住民に対する提供等）**を行う**こととされた。

市町村の事務として規定されたもの

1. 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談への対応
2. 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせん
3. 情報の収集と住民への情報提供
4. 都道府県との消費者事故等の発生に関する情報交換
5. 1～4の付帯業務

	消費者安全法上の主な役割	実際に対応する案件
都道府県	○広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談対応	○ネット通販関係 ○金融商品関係 ○エステ関係 ・ ・ ・ 等
市町村	○消費者からの相談対応	

空家等についての情報収集、特定空家等に対する措置
空家等対策の推進に関する特別措置法制定（平成27年2月26日施行）

○　**市町村は、空家等についての情報収集**（空家等への立入調査、データベースの整備等）、**特定空家等に対する措置**（除却・修繕等の指導・助言、勧告、命令等）**を行う**こととされた。

（出典）国土交通省ホームページ

食品ロス削減を推進するための計画策定
食品ロスの削減の推進に関する法律制定（令和元年10月1日施行）

○　**市町村は、**当該市町村の区域内における**食品ロスの削減の推進に関する計画**を定めるよう**努めなければならない**こととされた。

年度	令和４	令和５	令和６
策定済み市区町村数	146	213	265

（出典）環境省ホームページ

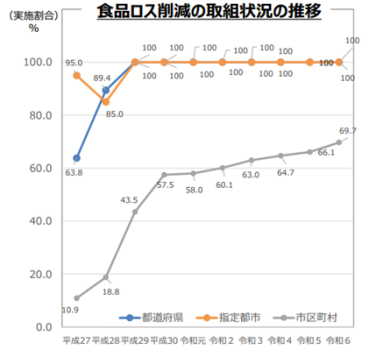

地方公共団体における行政需要の多様化・複雑化等

○　近年、地方公共団体においては、人口減少に対処するための事務が増大しているほか、社会情勢の変化等に伴い、行政需要が多様化・複雑化している。

■人口減少に対処するための事務の増大

・少子化対策（保育サービスの充実等）
・移住・定住対策
・空き家対策
・地域交通の維持・確保対策
・商業施設の撤退に伴う買い物難民対策

■社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化

・カーボンニュートラル、公共施設のゼロカーボン対策
・ヤングケアラーへの支援
・不登校児童・生徒の増加に伴う対策
・単身高齢者等の増加に伴う孤独・孤立対策、認知症対策
・訪日外国人の増加に伴うインバウンド受入施策
・在住外国人との多文化共生施策
・高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策

（注）地方公共団体への聞き取り等による

＜近年新たに策定に関する条項が追加された計画等の例＞

・こども基本法（R5.4施行）に伴う都道府県・市町村こども計画
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（R4.4施行）に基づく再商品化計画
・食品ロスの削減の推進に関する法律（R元.10施行）に基づく食品ロス削減推進計画
・共生社会の実現を推進するための認知症基本法（R6.1施行）に基づく都道府県・市町村認知症施策推進計画

■計画等の策定に関する条項数の推移

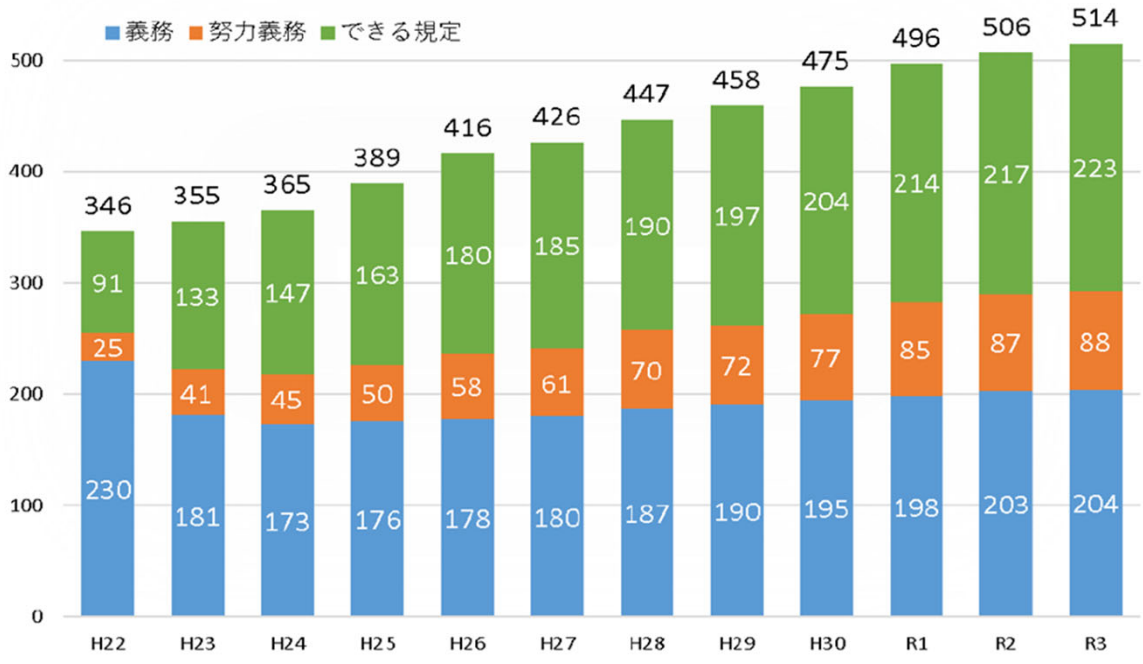

（出典）効率的・効果的な計画行政に向けて（令和5年2月20日）地方分権改革有識者会議

国と地方の意思疎通に係る主な制度について

○　地方自治法において、累次の改正を経て各大臣による長・議長の全国的連合組織への事前情報提供制度に係る規定が整備されてきたほか、平成23年に「国と地方の協議の場」を制度化し、国と地方の意思疎通の在り方を規定してきた。

関係法律の公布年

平成5年　**連合組織から内閣及び国会への意見提出制度の創設**

議員提案により地方自治法が改正され、長・議長の全国的連合組織が内閣及び国会に意見を申し出又は意見書を提出することができる制度（第263条の3第2項）が創設された 。

平成11年　**地方公共団体への義務付け等について内閣の回答義務化**

地方分権一括法において、地方自治法に以下の規定（第263条の3第3項及び第4項）を追加。
・長・議長の全国的連合組織からの上記の「意見の申し出」に対する内閣の回答努力義務
・当該連合組織の意見が**地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務づけると認められる国の施策に関するもの**であるときの**内閣の応答義務**

平成18年　**各大臣による事前情報提供制度の創設**

第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、平成18年に地方自治法を改正し、「各大臣の情報の提供のための措置」（いわゆる「事前情報提供制度」）に係る規定（第263条の3第5項）を追加。

◆第28次地方制度調査会答申「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」（平成17年12月9日）
「…意見反映のための制度設計にあたっては…国と地方の意見交換を実質的に担保するためには、地方公共団体が、事後ではなく事前に法令の制定・改廃の案等の内容を知りうるようにすべきである。」

平成23年　**国と地方の協議の場に関する法律の制定**

上述の制度だけでは地方にとって成果が期し難いことから、進んで、**「国と地方の協議の場」の制度化が地方の側から強く要請**されるようになり、平成23年に国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）が成立。その後、この法律に基づき、国と地方の協議の場は適宜に開催されている。

国と地方の協議の場

内閣総理大臣が招集。以下の議員のほか、議員でない国務大臣、地方公共団体の長、議会の議長も、臨時に参加させることができる。
＜国＞　内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
＜地方＞　地方六団体代表（各1人）

現在の地方分権改革の推進体制と取組について

○ 平成26年までの地方分権改革の取組は、**国が主導する形で集中的な取組を実施**することにより相応の効果を実現。平成26年には、**地方の発意に根差した新たな取組**として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けた検討を行う**「提案募集方式」を開始**。

○ 当初は「権限移譲」に関する提案も多かった一方、近年は**「地方に対する規制緩和」に関する提案が大半**を占めるようになっている。

＜地方分権改革の推進体制＞

地方分権改革推進本部
（閣議決定で内閣に設置）
本 部 長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣
本 部 員：その他全閣僚

国会

③対応方針の決定　④法案提出

内閣府

各府省 ②調整

地方分権改革有識者会議
座長：市川住友林業会長
その他13名の首長・学識者等で構成

①提案

地方公共団体

提案募集の件数（提案区分別）

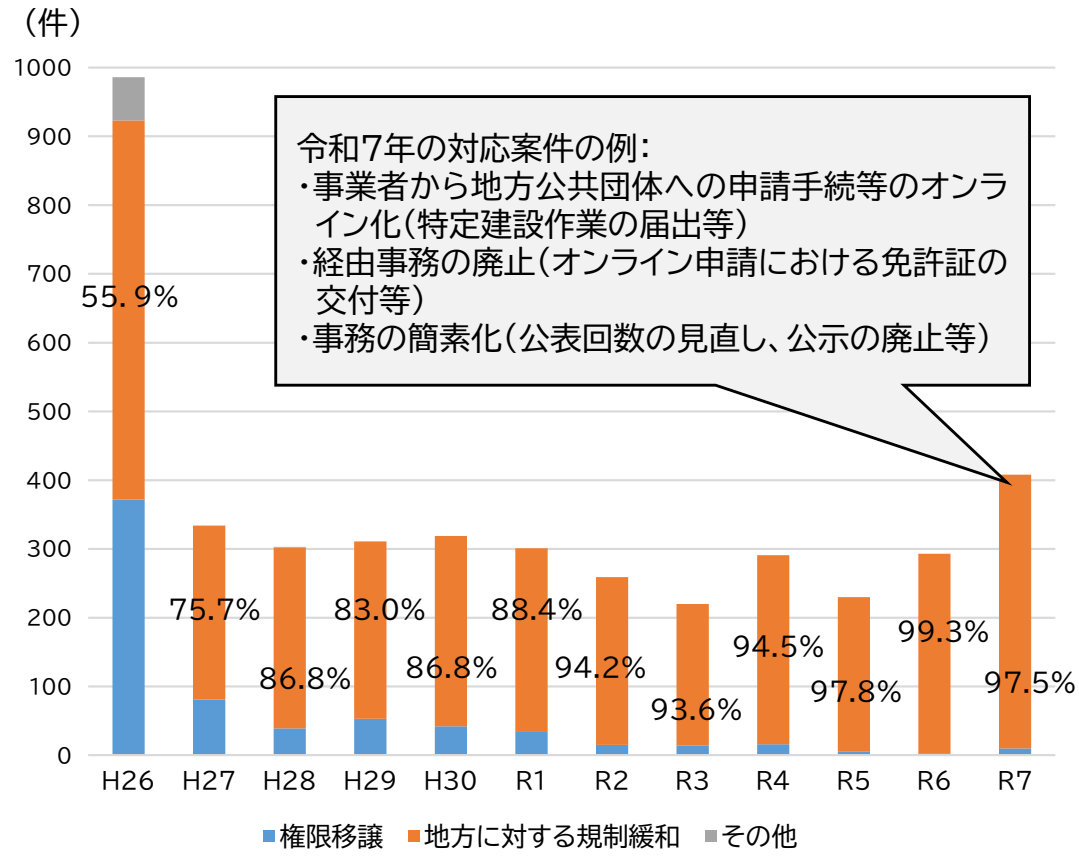

※ グラフ中の値（%）は、当該年度の提案件数総数に占める「地方に対する規制緩和」の提案件数の割合を示す。

（備考）内閣府「提案募集方式データベース」をもとに事務局作成

地方分権改革に関する提案募集の実施方針（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）（抜粋）

１　趣旨

　これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告（以下「委員会勧告」という。）に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、３次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

　これに加え、第４次一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成26 年閣法第66 号））　及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

　このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

　このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進する。具体的には、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う（以下このような改革推進の方式を「提案募集方式」という。）。

２　提案の対象

　提案募集方式における提案の対象は、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）に係る事項とする。

具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

（１）全国的な制度改正に係る提案について対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等についても対象とする。

（２）委員会勧告では対象としていない事項に係る提案についても対象とする。

（３）現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とする。

（４）地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とする。

3　国と地方の役割分担等の「改革の方向性」

⑤　地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、**「法令の過剰過密を改める」**とともに、**「従うべき基準はなくす」**ことが必要ではないか。（全国統一基準が必要であれば法令で書き切ること）

⑥　国と地方の協議の場の実質化や、省庁ごとの国と地方の協議の場の開催など、政策の設計段階から国と地方で共同作業を行い、政策を共同で決定するなど、**「国・地方が一体で成果を上げられるような仕組み」**が必要ではないか。（方向性を共有し、責任を引き受けあう）

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する推進体制

第八回デジタル行財政改革会議資料３（抜粋）
（令和６年11月12日）

国・地方デジタル共通基盤の整備に向けて①

● 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和６年６月に閣議決定）に基づき、①国・地方間で連絡協議を行う会議体と②国側のDXを総合的に推進するための体制を整備。

現状に対する問題意識

- 急激な人口減少により、公共サービスの担い手が不足
- 約1,800の自治体がバラバラにシステムを調達
- DX担当職員が３名以下の自治体が49%（１名以下の自治体は12%）

対応するための体制を整備

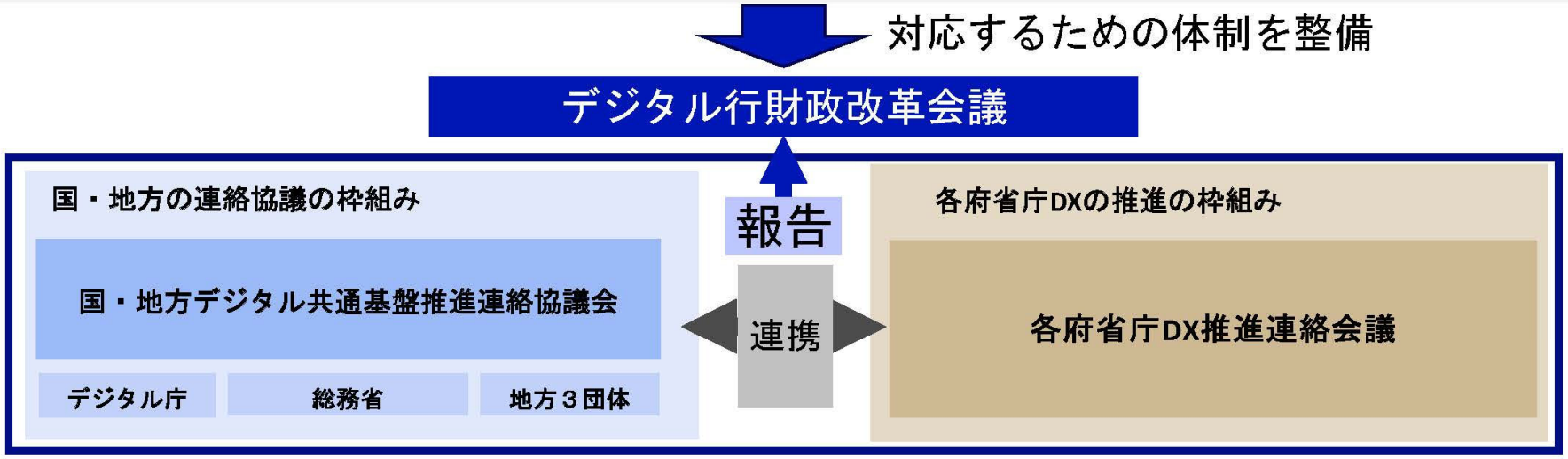

今後の流れ

● 令和６年10月に決定された共通化対象候補について、各府省庁は令和７年３月までに推進方針案を作成。連絡協議会に協議の上、令和６年度共通化の対象として、共通化を推進（令和７年度以降も同様に推進）

12

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する推進体制

各府省庁DX推進連絡会議（第５回）・デジタル社会推進会議幹事会（第22回）合同会議資料１（抜粋）（令和８年６月３日）

行政AX/DX推進体制の整備について

・急激な人口減少にある中、公共サービスの持続可能性の確保と質の向上を図るため、デジタルを最大限活用してAX/DXを進めるデジタル行財政改革の取組が重要。
・これまで、その推進に**必要な体制整備を促すため、国・地方重点DXプロジェクト等を指定**。
・令和７年度・８年度は、これに対する支援措置として、内閣人事局（人件費予算の配分方針）において、「業務効率化に資するDXに係るもの」については要求上限の別枠とする措置等を実施。
令和９年度の措置については、内閣人事局において検討中。

（令和９年度に向けて国・地方重点DXプロジェクト等の考え方）

国・地方を通じたDXによる行政サービス提供の持続可能性の確保

（デジタル行財政改革会議の枠組みの下で遂行されるプロジェクト）

▶ **①国・地方重点DXプロジェクト**

１）デジタル行財政改革会議の個別重点分野DXプロジェクト
・医療・介護DX、交通・インフラDX、働く環境DX、行政手続・サービス等DX
・デジタル行財政改革の公共・準公共分野における従前からの継続事業

２）国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の合意を得た推進方針に基づくもの
・令和６・７年度共通化対象＋令和８年度共通化対象候補

AI・データ利活用を支える基盤の確立

（生成AI等を始めとする技術活用とセキュリティ対応のために、システム横断的な伴走支援を行うためのPMO体制強化）

▶ **②各府省のDX・AX基盤の確立**

１）各府省庁におけるAI・データの利活用を推進するためのPMO体制強化
・上流工程における業務の洗い出し・データマネジメント・計画管理を行い、PJMOに対するシステム横断的な伴走支援を行うもの

1

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月18日)(抜粋)

３．今後の推進体制

（１）国と地方公共団体の連携の枠組み及び国側の推進体制の整備

・ 本基本方針に基づき、共通化を国と地方公共団体が連携して取り組むために、①国と地方公共団体間で連絡協議を行う会議体と②国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を含む国側のDXを総合的に推進するための体制を整える。

・ また、本基本方針を着実に推進するため、デジタル庁の体制整備にも取り組む。

① 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」の開催

・ 共通化を推進するための国と地方公共団体間の連絡協議を行うための合議体として国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会を令和６年夏を目途に開催する。

・ 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が事務局となり、国側からはデジタル庁、総務省自治行政局、地方側からは地方三団体の代表者によって構成する。

・ 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会は、３．（２）を踏まえ、共通化の対象候補を選定することや、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針（以下「共通化推進方針」という。）の案への同意を行うこと等を主な任務とし、運営に必要な事項は、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会開催要綱に記載する。

（中略）

（２）連携・協議すべき事項やその進め方

・ 共通化は、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、行政サービスを受ける住民のニーズに即していることを前提に、国及び地方公共団体の業務の効率化や業務改善、トータルコストの最小化に十分配慮した上で、共通化の効果が見込まれる対象について、地方公共団体の業務・システムの実情等を踏まえた実現可能性調査を実施した上で、国及び地方公共団体の合意を得て選定を行うことを基本とする。

・ 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「本連絡協議会」という。）は、地方分権改革に関する提案を必要に応じて参考としつつ、住民の利便性の向上や効率化による国民負担の低減の観点から住民のニーズに即していると考えられる対象候補を選定する。この際、各制度所管府省庁は、利用者起点で共通化すべき業務・システムがあると考えられるものは、本連絡協議会に提案することができる。

・ 本連絡協議会は、共通化による効果と導入に係る国・地方を通じたトータルコスト面の比較から取組の成果が上がる見込みのあるものに関する協議を行い、その結果選定されたものについて、制度所管府省庁に対して実現可能性調査を実施するよう依頼する。特に重要な案件については、本連絡協議会は、「各府省庁DX推進連絡会議」に対して検討を依頼することができる。

地方分権一括法を踏まえた都道府県と市町村の役割分担について

○ 平成11年の地方分権一括法において、国と地方公共団体との役割分担の見直しとともに**都道府県・市町村の役割の見直し**が行われた。

【都道府県の役割】

・ 都道府県を単位として統一性を確保する必要性のある「統一的な処理を必要とする事務」は**必要最低限であるべき**であること等から、**当該事務区分が廃止**された。併せて、市町村の「行政事務」に関し、都道府県が都道府県単位で事務処理の統一性を図る観点から、都道府県の条例で必要な規定を設ける**「統制条例」制度も廃止**された。

新（平成11年改正後）	旧（昭和31年改正後）
◆広域にわたるもの ※本頁の点線枠囲み内は佐藤文俊「逐条地方自治法」より引用 ・市町村の区域を超える事務であつて数市町村にわたるもの ・全県的なもの ・複数の都道府県又は全国的なものの当該都道府県の区域におけるもの （具体例） ・地方の大規模な総合開発計画の策定や主要な統計調査のように広域を対象として行われる計画の策定や調査 ・治山治水事業、電源開発等広域にわたる地域を対象として実施される建設事業 ・公衆衛生や医療の水準の維持 ・広範囲な環境保全整備等広域の区域を対象にして一定の行政目的の実現又は行政水準の確保を図るもの等	◆広域にわたるもの ◆**統一的な処理を必要とするもの**
◆市町村に関する連絡調整に関するもの ・国等や都道府県等と市町村との間の連絡調整 ・市町村相互間の連絡・連携・調整等（水平的合意形成等を含む。）の事務	◆市町村に関する連絡調整に関するもの
◆その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの ・事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とし、一般の市町村の負担に耐えられないもの ・事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするため、一般の市町村ではそのような技術・能力を有するスタッフを確保して当該事務を一市町村の区域内において処理することが困難であると思われるもの ・対象が散在していることなどから市町村ごとに処理するのは甚だしく非効率的であると思われるもの　等	◆一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のもの

【市町村の役割】

・ 市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理することとされている事務を除き**一般的に普通地方公共団体の事務を処理する**こととされており、**市町村優先の原則**が採られている。都道府県が処理する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについて、当該市町村の規模及び能力に応じて処理することが可能。

業務の概況と課題（介護保険）

①要介護認定（認定調査等）

○ 高齢化の進行により、認定申請数が増加。調査票の作成、事業者・住民からの電話対応のほか、医師や事業者とのやり取りなど各業務の量が多く負担となっており、デジタル技術を活用している例もある。一方、身体機能・認知機能等の調査については、居宅訪問により対面で確認する必要がある。
○ 専門知識を有する認定調査員の応募が少なく、確保が困難となっている。

【業務の概況等】

○ 調査員が居宅訪問の上、本人・家族からの聞き取り等を実施し、身体機能・起居動作、生活機能、認知機能等について調査。調査票を作成した上で、**主治医に意見書提出を依頼**。また、サービス利用者の認定情報を必要とする**事業者からの開示請求にも対応**。
○ 調査には専門知識が必要なため、一般的に**ケアマネジャーの資格**を有する者が実施。また、**事業者への委託**を行っている市町村も見られる。
○ 要介護（支援）認定者数は全国的に増加しており、制度開始時（平成12年）と比較して**2.7倍**となっている。
○ 申請から決定までは30日以内と法定されているが、**全国的に超過**が見られる。（全国平均40.2日、超過団体数1,638団体）
○ 調査員を**募集し続けているが、なかなか集まらない**状況。［一般市：約10万人］

【課題解決に向けた取組事例】

＜共同処理＞
○ 広域化することでスケールメリットが生じており、調査員35人の**確保に支障は生じていない**。［広域連合（人口計35万人）］

＜デジタルの活用＞　※厚労省において、全国共通システム（介護情報基盤）の整備を予定している（次ページ参照）。
○ タブレットとクラウドシステムを導入し、**現場での調査票作成**が可能に。［前橋市］
○ **認定審査の進捗状況をWEB上で閲覧できる仕組みの構築**、事業者からの認定情報開示請求のオンライン化［鶴ヶ島市、東大和市］

【課題解決が進まない理由・現状】

○ 認定調査事務を**共同処理しているのは全国で36件、171団体**にとどまる。
○ 人手が足りず、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。［町村：1万人未満］
○ デジタルツールは認定業務の一部分への導入に限られ、認定業務全体としては効率化されたとは言い難い。［中核市：約30万人］
○ 受託事業者も複数の地方公共団体から受託を受けており、**受けられる業務量に限界がある**状況。［一般市：約10万人］

業務の概況と課題（介護保険）

②要介護認定（介護認定審査会）

○ 医師、看護師、保健師、介護福祉士などの委員の確保が困難となっている。
○ 一定規模以上の市町村では審査件数が多く、高頻度で開催しているため、資料の準備等が負担となっている。
○ 半数以上の市町村（1,063団体）で介護認定審査会事務の共同処理が行われている。

【業務の概況等】

○ 法律に基づき、委員は保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命。
○ 調査票、主治医意見書を踏まえ、コンピュータによる一次判定、認定審査会による二次判定を実施して認定、通知。
○ 地域の医師会などの**職能団体や個人に直接依頼**し、委員を確保。[一般市：約5万人]
○ 10合議体（委員各4名）により**月10回程度開催。夜間の開催が多い。**[一般市：約10万人]
○ 会計年度任用職員5名（週3勤務）が**資料作成の準備等に専任。**[一般市：約10万人]

※委員数は5人を標準として条例で定める数との旨が政令に規定されている。

【課題解決に向けた取組事例】

＜共同処理＞

○ 介護認定審査会事務を**共同処理しているのは全国で297件、1,063団体**で他の介護保険業務より多い。
○ 広域で委員の依頼を打診することができ、19合議体の計95名の**委員の確保に支障は生じていない。**[広域連合（人口計40万人）]

＜デジタルの活用＞

○ **タブレット・オンライン会議システム**の活用により、**ペーパーレス・リモートで開催**が可能に。[常総市]

＜事務の簡素化＞

○ 委員に対して事前に資料を共有して意見提出を依頼し、**意見が割れた案件のみを集中的に審議**する形式とすることで、介護認定審査会の開催時間を短縮（1回当たり1時間から15分程度に）。[鶴ヶ島市]
○ 一次判定結果が前回の認定結果と同一である等の要件を満たす更新申請者については、**介護認定審査会で一括審査**することとし、審査を簡素化。[大川市]

【課題解決が進まない理由】

○ 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない。**[一般市：約10万人]

業務の概況と課題（インフラ管理（道路））

②事業者への維持管理等に係る発注

○ 一般行政職員が事業者への発注に当たっての仕様作成を行わざるを得ない市町村では、仕様が適正かどうか等についての判断が困難なケースが生じている。

○ 広域的な維持管理の取組として、各団体が事業者と契約を締結する共同発注や、他の地方公共団体への委託を行っている例があるが、維持管理水準や責任分担の調整、受託側においても人材が不足しておりメリットが不明確であるといった課題がある。

【業務の概況】 想定作業量から事業費を積算した上で、**仕様を作成**。公告・入札を経て、事業者と契約手続を行う。

【事務処理上の課題】 技術職員がいないため、**一般行政職員**が研修等を受講して業務に従事しているが、**仕様の作成に当たって必要な知識を十分に備えていない**。（市町村）

【課題解決に向けた取組】

県と市による共同発注（静岡県・下田市）

県道と市道の日常維持管理を**同一の事業者へ委託**。

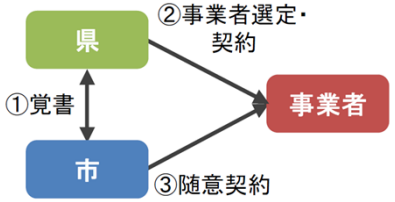

【効果】 ・市の発注事務の軽減、業務の効率化（近隣箇所をまとめて作業等）
・県・市の業務量（業務時間）が36％削減

【課題】 将来的に**連携市町村が増えた場合、事務手続が煩雑**となり、**事業者の事務負担が大きくなる**可能性がある。

市から県への点検等業務の委託（奈良県）

県が、県と複数市町村の業務をとりまとめて橋梁点検等を**一括発注**。**市町村が県へ職員を派遣**し、県職員のサポートを受けながら自らの市町村の橋梁の補修設計等の業務に従事。

【効果】 修繕の着手率、完了率が全国平均を上回る。

【課題】 **県の技術職員数も減少**しており、県内市町村の補完のための**人的リソースが不足**。

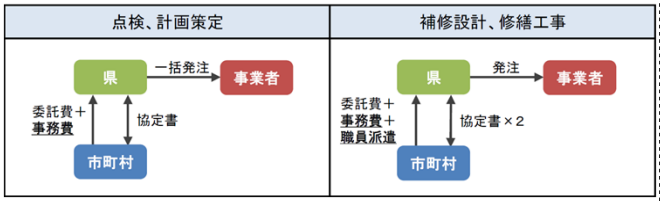

（出典）国土交通省「第5回群マネ計画検討会」（令和6年12月16日）資料

＜取組に当たっての課題等＞

- 共同発注について、**一括して契約事務**を行う団体にとっては、**業務が増えることになる**ため取り組みづらい。（中核市）
- 団体によって**維持管理水準（パトロールの頻度等）が異なっている**ほか、瑕疵があった場合等の**責任の所在の明確化を図る必要**。

※ 令和7年2月7日に閣議決定された道路法改正案において、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度（連携協力道路制度）等が盛り込まれている。

多分野連携事例

第2回専門小委員会
国土交通省提出資料
（令和8年3月6日）

○ 多分野連携として、道路、河川、公園等の日常維持管理の包括的民間委託の先行事例が存在。
○ 幅広い分野の業務を担うため、事業者側はJVや建設業協同組合を構成して受注。

新潟県三条市（道路、河川、公園の日常維持管理）

- ✓ 課題・取組のきっかけ：
  現業職員の高齢化等により、直営作業の継続性が懸念されるとともに、豪雨災害などが頻発する中で地元企業の活躍を促すために、取組に着手。
- ✓ 人口：約9.2万人
- ✓ 技術者数：30人

JVは地元建設会社を中心としつつ、地元だけではノウハウの乏しい業務について、市外コンサルも参画

- 舗装補修のついでに清掃、草刈と剪定を並行して対応するなど、個別発注よりも作業の効率化。
- 市外コンサルが、蓄積データ（補修履歴や市民からの苦情・要望等）を分析し、舗装補修をどのように進めていけば良いかの技術的な提案を実施。

栃木県（道路、河川、砂防の日常維持管理）

- ✓ 課題・取組のきっかけ：
  財政健全化プログラムとして、県の出先機関の統廃合や人員削減がされる中、県建設業協会からも建設業協同組合の活用の提案があり、取組に着手。
- ✓ 人口：約192万人
- ✓ 技術者数：339人　＊栃木県（県内全9事務所）

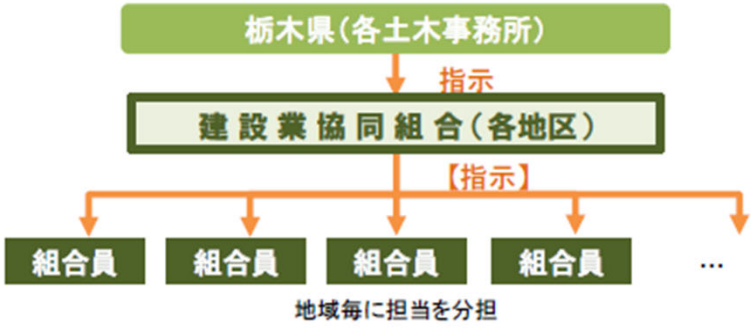

事業協同組合が包括的民間委託を受注し、地元業者である組合員が地域ごとに担当を分担
（県内全9事務所にて包括委託）

- 組合が安定して運営できる受注量の確保が可能となっている。
- 都度の契約手続きが不要なため事務手続きが削減されている。
- 除雪等で他エリアを事業者間で協力して実施する例もある。

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付

第8回専門小委員会資料
（令和8年8月28日）

背景

○ マイナンバーカード（電子証明書を含む）の更新需要を踏まえ、カードの交付申請の受付や電子証明書の発行・更新申請の受付等を実施できる場所の拡充が必要

○ 従来、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施していたが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続の需要が増加

郵便局事務取扱法の一部改正（令和5年）

施行期日：公布日施行（令和5年6月9日）

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、**マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加**する。

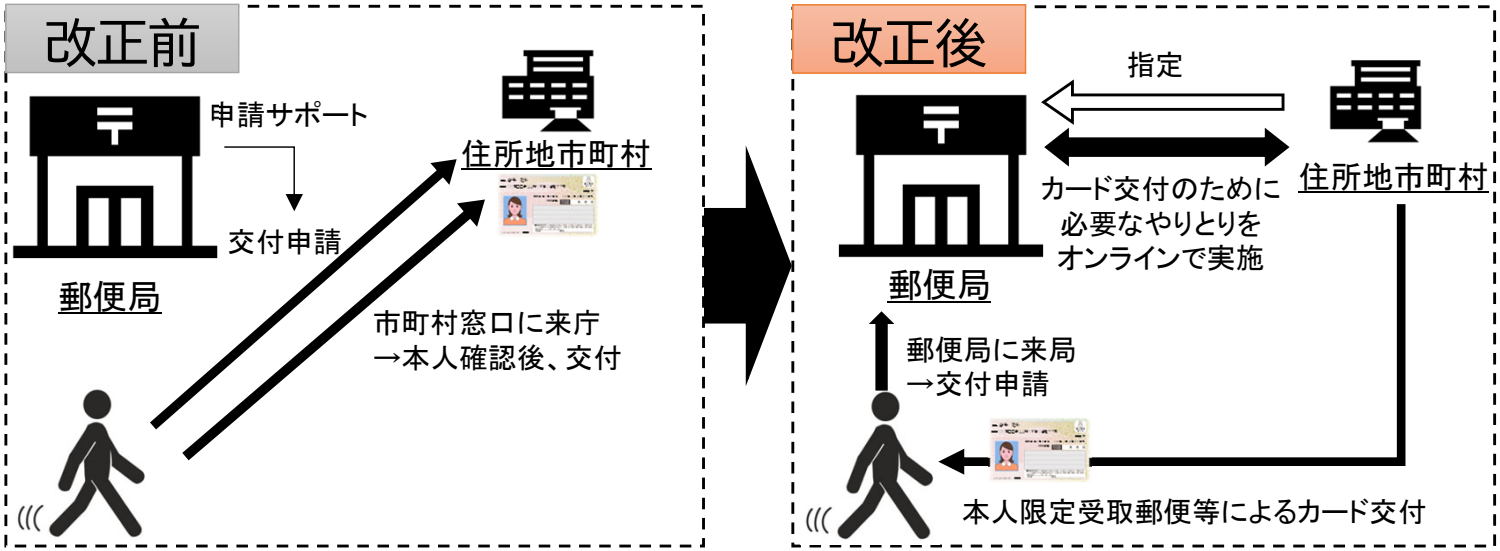

制度改正の狙い

○ **国民の利便性向上**
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減

○ **行政運営の効率化**
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

日本郵便株式会社法の一部改正（令和8年）

施行期日：公布の日から6月以内

○ 郵便局事務取扱法に基づき郵便局が行うマイナンバーカードの交付申請の受付等の事務について、日本郵便の目的達成業務（目的達成のために営むことができる業務）から**本来業務に位置付けを変更**。

都道府県の補完・支援の多様な取組

○　地方自治法の事務の共同処理の仕組み以外にも、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）が、**様々な分野や手法で進められている**。

「協働的な手法」の例

①「県による包括発注」
橋梁点検の発注代行
（奈良県「奈良モデル」）

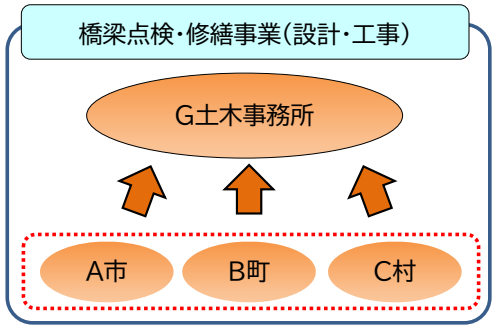

②「県・市町村事業の一体化」
県と市町村の合同庁舎化　（愛媛県）

愛南町庁舎

③「県と市町村の役割分担の再編」
過疎地域の公立病院再編
（奈良県「奈良モデル」）

④「現場に入る県職員」
県職員が役場に常駐
（高知県「地域支援企画員制度」）

⑤「知事と市町村長の定期的な議論の場の開催」
「奈良県・市町村長サミット」（年5～6回開催）
（奈良県「奈良モデル」）

⑥「市町村間の協議の支援」
ごみ処理の広域化
（奈良県「奈良モデル」）

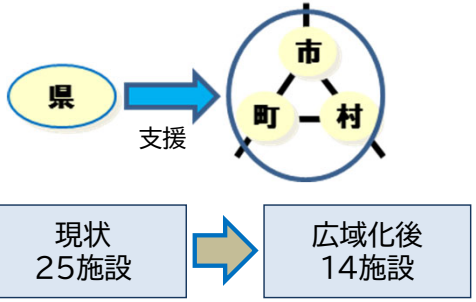

（備考）総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（概要）」をもとに事務局作成

第32次地方制度調査会
第6回専門小委員会
秋田県提出資料
（平成30年10月25日）

県と市町村の「機能合体」

問題意識

- ✓ 限られた行政資源の中、将来にわたり行政サービスを維持していくためのシステムづくりが、県と市町村を通じた喫緊の課題。
- ✓ 県と市町村の二重行政や連携不足などを改善する必要。
- ✓ 公共インフラの管理・運用は、県と市町村の二層構造に馴染まず、一体的に行う必要。

県と市町村の機能合体の推進

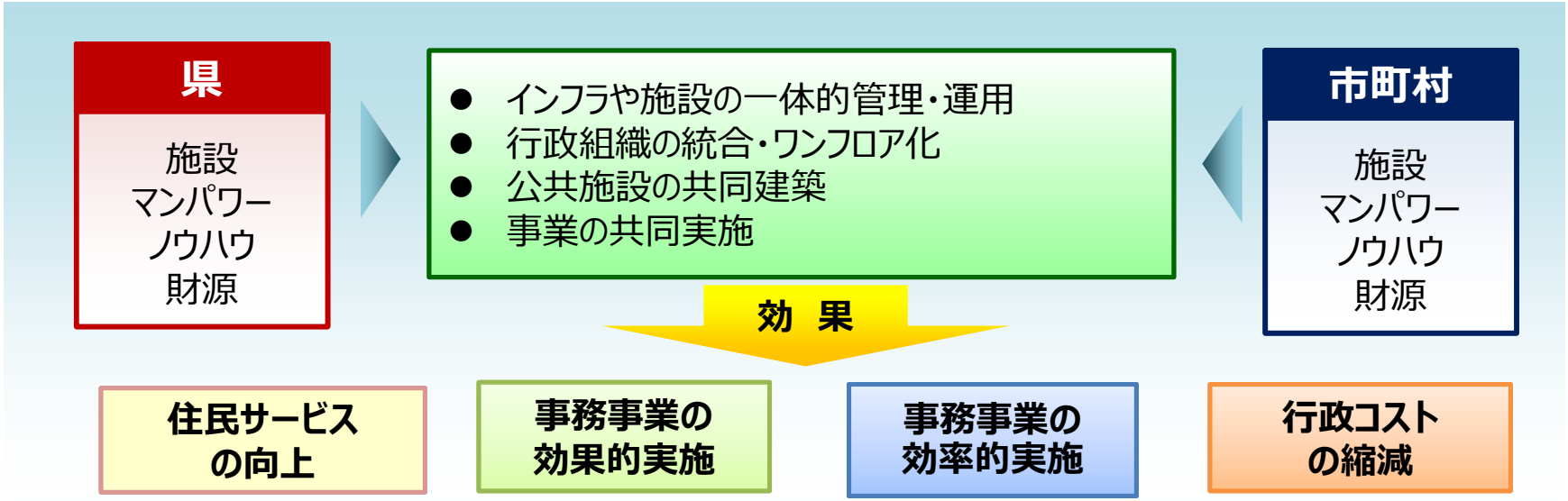

県と市町村の協議・研究の場

- 秋田県・市町村協働政策会議
- 人口減少社会に対応した行政運営のあり方研究会（５作業部会）　ほか

事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例（秋田県）

第1回専門小委員会資料1
（令和8年2月18日）

1. 検討の枠組み

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」

○ 令和5年度に有識者会議を6回実施。
○ これまでも県は市町村と研究会を開催して、市町村の補完支援や行政改革を積極的に実施してきたが、人口減少の更なる進展を踏まえ、市町村の事務も含めて、一体的に議論。
○ 令和6年3月に秋田県知事に対し、提言書を手交。

【提言内容】

1. 持続可能な行政運営に向けた方策
①適正規模の行政運営　③人材の確保
②市町村との一体的な連携　④公共施設等の適正配置・機能更新等

2. 行政サービスを充実させるための方策
①公民連携の推進
②デジタル技術の活用

3. 今後の取組の進め方
①県民の理解の醸成　②地域における議論の場の設定　③機動的かつ柔軟な見直し等の推進

【市町村に対する補完支援の実施例】
・秋田県・秋田市の文化施設複合集約化　事業年度：（H29～R3年度）

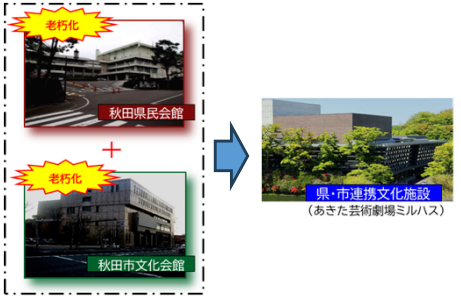

・県による市町村道のパトロールと交換除雪
・下水道の広域化・共同化
等

2. 提言を踏まえた取組内容

地方税

○ 県・市町村の地方税業務の一体化から検討
・ 県と市町村の徴税コストのトータルの削減及び県と市町村の税務事務の更なる能力向上のため、地方税の課税事務等を県と市町村で一体的に行うことを議論（県税務課長＋5市町の税務課長等）。令和7年12月に「地方税業務のあり方研究会報告書」を取りまとめ。

例）複数市町村の固定資産税用の航空写真を県が共同撮影、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同化等

他分野への展開の検討

○ 令和7年10月　知事、有識者による県民フォーラムを開催
○ 令和7年度末までに、県内3カ所で市町村との意見交換会を実施（首長級）。

例）地域振興局（県内8局）の業務について、個々の業務の特性に応じた整理を行い、市町村との協働・連携を含めた今後の業務のあり方を検討。
例）あきた公共施設等総合管理計画の下、国・市町村等との共同設置や複合化等を検討。

持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会の概要

第3回専門小委員会
沖縄県提出資料
（令和8年3月30日）

○　令和７年４月の沖縄振興拡大会議において、県内離島・過疎地域における持続可能な行政サービスのあり方について議論し、離島以外の市町村も含めた市町村と県との意見交換の場を設置することが決定されたことを踏まえ、**「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」**を設置。

○　総務省の**「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」**の報告書（令和７年６月）も踏まえ、人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足が深刻化する中で、沖縄県内の離島・過疎地域をはじめとする市町村の行政サービスのあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理・対応のあり方の検討を行う。

主な検討内容

総務省研究会報告書（令和７年６月）

- 市町村における**各事務の処理に関する課題に応じた対応方策**を検討し、これまでとは異なる**新たな視点**で運用や制度の見直しの議論を進める
- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**（国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示）

本検討会

- 沖縄県内市町村における行政サービスの提供に係る**具体的な課題の整理**
- **具体的な事務分野ごとの対応方策の検討**
  （事務の簡素化、水平連携・垂直補完、民間活用、デジタル技術の活用 等）

構成団体

沖縄県、市（**那覇市**、**石垣市**、**名護市**、**うるま市**）、町村（**国頭村**、**伊江村**、**読谷村**、**与那原町**）

令和７年度のスケジュール

第１回	令和７年８月26日（火）	市町村を取り巻く環境、取組の現状と課題等について認識を共有
第２回	令和７年12月23日（火）	行政分野ごとの事務執行上の課題と対応について議論（国保・土木）
第３回	令和８年３月27日（金）	中間取りまとめ

持続可能な行政体制の構築に向け県・市町村の役割分担等を継続的に議論

第3回専門小委員会
長野県提出資料
（令和8年3月30日）

「県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチーム」の設置（R8.1より始動）

全県的に連携・補完を検討

行政体制のあり方や県・市町村の役割分担等の議論

「県・市町村の行政体制最適化推進PT（仮称）」

- ✓ 行政体制のあり方を継続的に研究・協議
- ✓ WG未設置の分野や新たな課題を研究し、必要に応じWGを追加設置
- ✓ 消防・水道・生物多様性等の既存の枠組みの議論を促す

◆ 行政体制の課題は多岐にわたるが、先ず優先的・重点的に検討する分野についてWG等を設置するもの

◆ 上記PTも活用し、優先順位を付けて順次議論

土木職員の確保・インフラ老朽化への対応

「公共インフラWG」

＜検討する対応策のイメージ＞

- ✓ 効率的な管理体制構築のための共同アウトソーシング、群マネ（※）
- ✓ 人材育成のための県建設事務所での短期研修（事務・技術）受入
- ✓ インフラDX（インフラの管理・運用へのデジタル技術の導入）

※ 群マネ：「地域インフラ群再生戦略マネジメント」

保健事業の効率的な運営

「保健事業WG」

＜検討する対応策のイメージ＞

- ✓ 効率的な保健事業の実施のための複数市町村による事業実施　等

法制執務等の専門的事務への対応

「専門的事務連携WG」

＜検討する対応策のイメージ＞

- ✓ 専門事務のサポート体制の整備や研修機会の提供
- ✓ 市町村事務におけるAI活用実証の実施や共同導入の検討 等

DX推進体制の強化

「先端技術活用推進協議会」（既存）

＜検討する対応策のイメージ＞

- ✓ デジタル人材支援、情報システム共同調達の拡充　等

都道府県における枠組みの設置状況等

① 検討を行う枠組みを設置している団体は37団体、今後設置予定の団体は2団体であった。

② 枠組みの性質として、分野横断的な枠組みを設置している団体は24団体、単一分野の枠組みを設置している団体は8団体であった。（分野横断・単一双方の枠組みを設置する団体は8団体）

③ 重点的に検討を行う対応方策については、「広域連携」、次いで「総合的な検討」が多い傾向にあった。

①

枠組みの設置状況

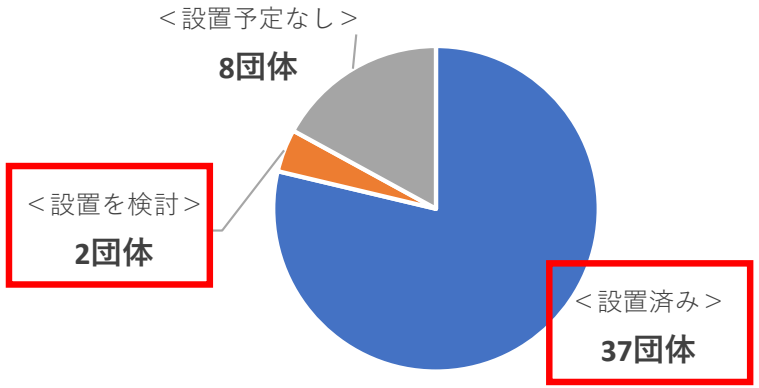

②

枠組みにおける検討の状況

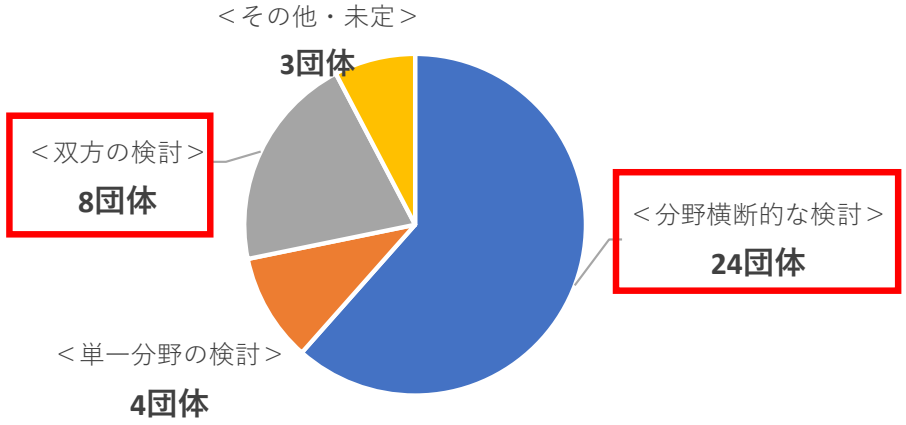

③

重点的に検討を行っている・行う予定の対応方策

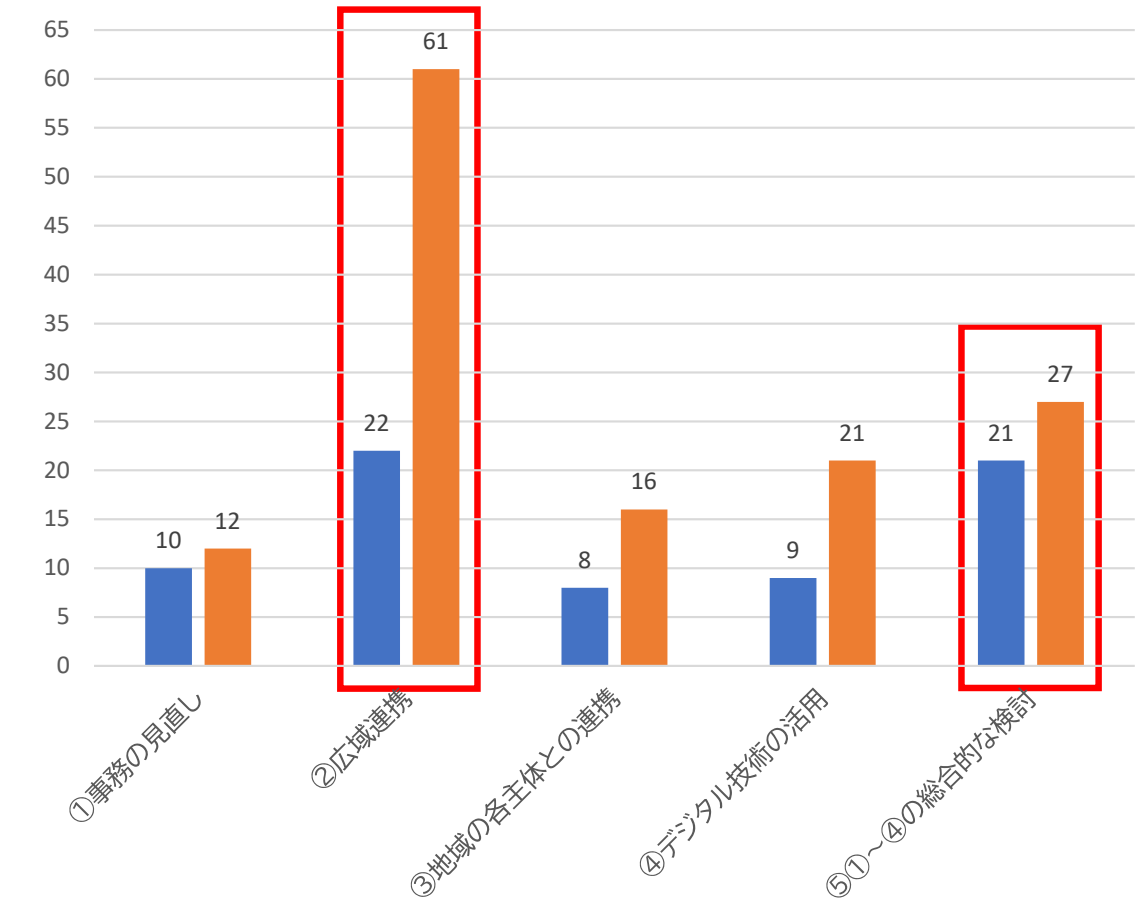

※対応方策は複数選択可

（備考）都道府県への照会結果を基に事務局作成